

現地販売における 訪問販売規制 について

(株)環境保全研究所

特商法における「訪問販売」

訪問販売の定義

一般的な訪問販売は、消費者の住居をセールスマンが訪問して契約を行うなどの販売方法です。そのほか、喫茶店や路上での販売、またホテルや公民館を一時的に借りるなどして行われる展示販売のうち、期間、施設等からみて、店舗に類似するものとは認められないものも訪問販売に該当します。



不特定多数の人が出入りする公衆の場ではない、ホテルや公民館等の一室で行われている講習会（サロンでの体験会も含む）は、訪問販売に該当します。

なぜ特商法が適用されるのか

店舗での取引

消費者が自ら出向いて、複数の商品を直接手にとって比較検討したうえで、主体的に購入を決定する。

講習会等での取引

店舗取引での選択行動と比べ、情報または主体性が制約された状態で契約締結に至る点で、被害が生じやすいということから、特商法の適用対象とされる。

現地販売でも訪問販売の規制対象にならないケース

- ①一定の期間に渡り（2日以上）
- ②商品を陳列し（消費者が自由に商品を選択できる状態にある）
- ③当該商品を販売する場所であって、店舗に類するもの
（常設展示場、しばしば展示販売が行われる公会堂、集会場等の公共施設、ホテル、体育館等）

東京ビッグサイト等の展示会ブースで商品を販売するケースにおいては、①②③を満たせば訪問販売規制は適用されないので、法廷書面の提示やクーリングオフもなし。

ただし、②の「陳列し」については注意が必要

- ✓ 販売員が消費者を取り囲み、強引に商品を使用させ、或いはその一部を消費させて勧誘する。
- ✓ 高額商品等の特定商品についてのみ繰り返し勧誘する等、陳列商品を自由に選べない。
- ✓ 販売員が車等で消費者を迎えに行き、展示会場に同行し、食事を無料で提供する。

こうしたことによって、自由に商品を選択できない状況におく場合は、②の要件を満たしていない、となるので注意が必要。

リアル講習会場で現地商品販売がある場合



主たる目的が勉強会や体験会であっても、その場に商品があり、お客様が購入できる状態ならば、事前に商品紹介と販売を伴うことをご案内ください。（商品購入ができない会場であれば告知は不要です）

基本的なトークスクリプトをご用意しておりますので、契約書ダウンロードサイトにてご確認ください。

ポイント

- ✓ 商品購入されたお客様に、「現地販売用訪販書類」を商品に添えてお渡してください。
- ✓ 8日間のクーリング・オフが適用されます。
- ✓ 支払いは、現地での現金決済のほか、開催場所がサロンや店舗の場合、そこに用意されているクレジット決済等も可能です。

イメージ

赤字必須

よくお読みください

納品書・領収書

契約日：2022年7月1日

《ご記入ください》

お客様名：山田 次郎

ご住所：〒123-4567

東京都江戸川区～

お電話：090-2345-6789

担当者：環境 太郎

販売事業者：株式会社ビーワン清里

407-0301 山梨県北杜市高根町清里 3545-5896

代表取締役社長 清里 高根子

電話) 0551-48-5300、FAX) 0551-48-5388

メールアドレス) takane@kankyo-hozen.com

支払い方法：【講習会当日現地限定・一括払いのみ】

1. 現金

2. クレジットカード () 引き落とし予定日 (月 日)

3. 代金引換 ()

* クレジットカード引き落とし日は各社異なります。販売事業者はwebで確認し予定日を入力ください。

商品の種類	商品名	商標または製造者名	型式	メーカー希望小売価格	数量	販売価格	商品引き渡し時期	備考
例) 頭髪用化粧水	ビーワンブランドランス (530ml)	製造元：株式会社実正	なし	3,960円(税込み)	1本	3,168円(税込)	2022年●月●日	
全身化粧水	ビーワンオールインローション (1000ml)	製造元：株式会社実正	なし	9,900円(税込み)	1本	8,900円(税込)	2022年7月1日	
合計金額(税込)： 8,900円								

* 右記領収日は現金販売の場合です、クレジットカード 2022年 7月 1日

販売においては上記引き落とし予定日をご参照ください。次のとおり領収いたしました。

* 5万円を超える場合、販売事業者は金額に応じて

必要な収入印紙を貼ってください。

8,900円(税込)

印紙

赤字必須

クーリング・オフのお知らせ (以下裏面、赤字印刷)

1. お客様が、訪問販売にてご契約された場合、本書面を受領された日から8日を経過するまでは、書面又は電磁的記録(電子メール等)により無条件で契約の解除を行うこと(以下「クーリング・オフ」といいます。)ができ、その効力は書面又は電磁的記録(電子メール等)による通知を発信したとき(郵便消印日付など)から発生します。ただし、現金取引(契約したその場で商品の引渡しを受け、あるいは役務の提供を受け、かつ代金の全部を支払うこと)で、その金額が3千円未満のときは、クーリング・オフはできません。

2. この場合、①お客様は、損害賠償及び違約金の支払を請求されることはありません。②すでに引き渡された商品の引取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用は事業者が負担します。③お客様は、すでに代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。④お客様は、商品を使用し、又は権利を行使して得られた利益に相当する金銭を請求されることはありません。又、役務の提供を受けた場合でも当該契約に基づく対価を請求されることはありません。⑤お客様は、役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態にもどすよう請求することができます。

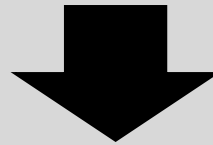
3. なお、健康食品、不織布及び幅が13センチメートル以上の織物、コンドーム及び生理用品、防虫剤・殺虫剤・防臭剤及び脱臭剤(医薬品を除く。)、化粧品・毛髪用剤及び石鹸(医薬品を除く。)、浴用剤・合成洗剤・洗浄剤・つやだし剤・ワックス・靴クリーム並びに歯ブラシ、履物、壁紙、配置薬については使用又は消費した場合(ただし、事業者がお客様に当該商品を使用又は消費させた場合を除きます。)は、クーリング・オフができなくなりますのでご注意ください。

4. 上記クーリング・オフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことによりお客様が誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、事業者から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日から8日を経過するまでは書面又は電磁的記録(電子メール等)によりクーリング・オフすることができます。

※ クーリング・オフ制度は、法人には適用されません、ご注意ください。

最後に

講習会場での現地販売において、ここまでの手続きを踏む必要があるのか…。



逆に、お客様へご安心いただくための手続きだと考えましょう。しっかり法律に則って販売活動をしているという証になります。

お客様にとっては、全てが初めてのことばかりです。商品に少しでも興味を持っていただけたお礼に、「8日間はクーリングオフもできますので、ご安心ください」という一言を添えて差し上げると、お客様も安心していただけるのではないかと思います。

現地販売用書類・トークスクリプトのダウンロード

<https://www.kankyo-hozen.co.jp/contract>

最新版を上記URLにご用意しておりますのでご活用ください。